

地域包括ケア病棟のご案内

南3階病棟は、平成29年2月1日より
「一般病棟」から「地域包括ケア病棟」となります。

地域包括ケア病棟とは・・・

急性期治療が終了しても、他疾患合併等で在宅復帰に不安があり、入院治療の継続を希望される患者様に対し、時間にゆとりを持ち安心して自宅や介護施設への復帰をサポートさせて頂く病棟です。

スムーズな在宅への復帰を目的として、「在宅復帰支援計画」に基づき、多職種チームで治療・支援を行ってまいります。

どんな方が対象となるのか？

- 在宅（自宅）、在宅強化型介護老人保健施設や特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の介護施設への移行が希望の方。
- 在宅療養中で軽症ではあるが在宅復帰を前提とした入院治療を要す方。

※入院期間は原則60日までとなりますが、病状、状態に合わせて調整いたしますのでご相談ください。

入院費は・・・

入院費の計算方法は一般病棟とは異なり**定額**の「地域包括ケア病棟入院料」を算定いたします。治療費のほとんどが含まれており、高額医療費助成の対象となります。

70歳以上の方、医療福祉費支給制度対象の方、高額療養費の減額証をお持ちの方などは、月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病棟の場合と自己負担に大きな差はありません。

※負担限度額範囲内の場合には、患者様の診療内容により一般病棟より自己負担額が増額する場合があります。

※食事代、個室料金等は、別途必要になります。

ご不明な点はお気軽に外来総合受付までお問い合わせください。